

# 保安規程変更届出書

東北電原運第4号

令和2年 4月 10日

原子力規制委員会 殿

経済産業大臣

梶山弘志 殿

仙台市青葉区本町一丁目7番1号

東北電力株式会社

取締役社長 社長執行役員

樋口 康二郎

次のとおり保安規程を変更したので、電気事業法第42条第2項の規定により  
届け出ます。

変更の内容	別紙のとおり
変更年月日	令和2年 3月30日

以上

## 変 更 内 容

- (1) 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、関連する記載を別添 1 の保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕改定前後表の改定後欄のとおり変更する。
- (2) 女川原子力発電所 1 号炉廃止措置に伴う組織整備に伴い、関連する記載を別添 1 の保安規程〔電気事業用電気工作物（原子力発電工作物）〕改定前後表の改定後欄のとおり変更する。
- (3) 記載の適正化

保安規程〔電氣事業用電氣工作物（原子力発電工作物）〕改定前後表

保安規程 電気事業用電気工作物（原子力発電工作物） 改定前後比較表

現 行	改定後	改定理由
<p>原－6</p> <p>保 安 規 程</p> <p>電気事業用電気工作物 （原子力発電工作物）</p> <p><u>令和元年 6月27日</u></p> <p>東北電力株式会社</p>	<p>原－6</p> <p>保 安 規 程</p> <p>電気事業用電気工作物 （原子力発電工作物）</p> <p><u>令和2年 3月30日</u></p> <p>東北電力株式会社</p>	<p>改正による日付の変更</p>

保安規程 電気事業用電気工作物（原子力発電工作物） 改定前後比較表

現 行	改定後	改定理由
<p>(主任技術者補佐の<b>指定</b>)                      第8条 業務量・設備量等により，必要に応じて主任技術者補佐を定め，主任技術者の職務遂行を補佐させるものとする。</p> <p>(主任技術者の職務等)                      第9条 主任技術者は，法令およびこの規程を遵守し電気工作物の工事，維持および運用に関する保安の監督を誠実に行うため，具体的には次の各号に定める職務等を責任をもって遂行する。                      (1) 電気工作物の工事，維持および運用に関する保安のための諸計画の立案にあたっては，必要に応じて関係責任者（上位職を含む）に対し指示，指導・助言を行う。                      (2) 電気工作物の工事，維持および運用に関し，保安上必要な場合には，関係責任者（上位職を含む）に対し指示，指導・助言を行う。                      (3) 「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下、「原子炉等規制法」という。）第43条の3の13に定める<b>溶接事業者検査</b>および原子炉等規制法第43条の3の16に定める定期事業者検査において，あらかじめ定めた区分に基づき検査の指導・監督を行う。                      (4) <b>所管官庁が法令</b>に基づき行う立入検査，審査には，原則として立会う。                      (5) <b>所管官庁が法令に基づき行う使用前検査，施設定期検査</b>には，あらかじめ定めた区分に基づき検査への立会または検査記録の確認を適切に行う。                      (6) 主任技術者が点検すべき記録を定め，これを確認する。</p> <p>(工事計画の申請または届出行為の確認)                      第14条 電気工作物の設置，変更については，<b>電気事業法および原子炉等規制法に基づく工事計画の申請または届出</b>を必要とする工事に該当するか否かを確認するための手続きを定める。</p> <p>2 申請または届出を行う必要がある工事について，電気事業法および原子炉等規制法の規定に基づいて申請または届出が行われたかどうかを確認するための手続きを定める。</p>	<p>(主任技術者補佐の<b>指名</b>)                      第8条 業務量・設備量等により，必要に応じて主任技術者補佐を定め，主任技術者の職務遂行を補佐させるものとする。</p> <p>(主任技術者の職務等)                      第9条 主任技術者は，法令およびこの規程を遵守し電気工作物の工事，維持および運用に関する保安の監督を誠実に行うため，具体的には次の各号に定める職務等を責任をもって遂行する。                      (1) 電気工作物の工事，維持および運用に関する保安のための諸計画の立案にあたっては，必要に応じて関係責任者（上位職を含む）に対し指示，指導・助言を行う。                      (2) 電気工作物の工事，維持および運用に関し，保安上必要な場合には，関係責任者（上位職を含む）に対し指示，指導・助言を行う。                      (3) 「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下、「原子炉等規制法」という。）第43条の3の11に定める<b>使用前事業者検査</b>および原子炉等規制法第43条の3の16に定める定期事業者検査において，あらかじめ定めた区分に基づき検査の指導・監督を行う。                      (4) <b>電気事業法または原子炉等規制法</b>に基づき行う立入検査，審査には，原則として立会う。                      (5) <b>電気事業法に基づき行う使用前検査または原子炉等規制法に基づき行う使用前事業者検査</b>には，あらかじめ定めた区分に基づき検査への立会または検査記録の確認を適切に行う。                      (6) 主任技術者が点検すべき記録を定め，これを確認する。</p> <p>(工事計画の申請または届出行為の確認)                      第14条 電気工作物の設置，変更については，<b>電気事業法に基づく「工事計画の申請または届出」および原子炉等規制法に基づく「設計及び工事の計画の申請または届出」</b>を必要とする工事に該当するか否かを確認するための手続きを定める。</p> <p>2 申請または届出を行う必要がある工事について，電気事業法および原子炉等規制法の規定に基づいて申請または届出が行われたかどうかを確認するための手続きを定める。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>法令改正に伴う変更</p> <p>記載の適正化</p> <p>法令改正に伴う変更</p> <p>法令改正に伴う変更</p>

保安規程 電気事業用電気工作物（原子力発電工作物） 改定前後比較表

現 行	改定後	改定理由
<p>(工事に係わる検査, 巡視および点検)</p> <p>第15条 電気工作物の工事中または工事終了時において、「発電用火力設備に関する技術基準」、「原子力発電用工作物に係る電気設備に関する技術基準」、「発電用原子力設備に関する技術基準」および「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」(以下、「技術基準」という)に適合していることならびに保安上支障のないことを確認するために、原子炉等規制法第43条の3の24に定める女川原子力発電所原子炉施設保安規定(以下、「女川保安規定」という。) <a href="#">第108条</a>および東通原子力発電所原子炉施設保安規定(以下、「東通保安規定」という。) <a href="#">第106条の定めるところ</a>により、必要に応じて検査, 巡視および点検を行う。</p> <p>なお、保全計画の策定については、第16条による。</p> <p>2 原子炉等規制法に基づく<a href="#">溶接事業者検査</a>に関しては、適切に当該検査に必要な手順を確立・文書化し、維持し、これに従い実施する。また検査ごとに必要な責任者を定めて、主任技術者の指導・監督のもと、<a href="#">次の各号により適切に溶接事業者検査</a>を行うとともに、法令に従い、当該検査の記録について第26条に基づき管理する。</p> <p><a href="#">(1) 溶接事業者検査にあたっては、当該電気工作物の溶接に関し、女川保安規定第108条および第108条の3ならびに東通保安規定第106条および第106条の3の定めるところにより、事業者検査を行う。</a></p> <p><a href="#">(2) 法令に従い、安全管理審査を申請し、所管官庁の審査を受ける。</a></p> <p>3 発電設備の<a href="#">溶接事業者検査</a>において外部発注する際は、第25条による。</p> <p>(維持に係わる巡視, 点検, 検査および補修等)</p> <p>第16条 電気工作物を維持するにあたって必要な保安を確保するため、女川保安規定<a href="#">第108条</a>および東通保安規定<a href="#">第106条の定めるところ</a>により、次の各号に定める巡視, 点検, 検査および補修等を行う。</p> <p>(1) 電気工作物が、常に法令で定める技術基準に適合するよう維持することおよび事故の未然防止をはかることを目的として、それぞれの設備実態等に応じて、別表第3に示す巡視を行うとともに、原子炉毎の保全計画を策定し、これに基づき点検, 検査および補修等を行う。</p> <p>(2) 事故発生のおそれのある場合および事故が発生した場合においては、必要に応じて巡視, 点検, 検査および補修等を行う。</p> <p>2 原子炉等規制法に基づく定期事業者検査に関しては、適切に当該検査に必要な手順を確立・文書化し、維持し、これに従い実施する。また検査ごとに必要な責任者を定めて、主任技術者の指導・監督のもと、<a href="#">次の各号により適切に定期事業者検査</a>を行うとともに、法令に従い、当該検査の記録について第26条に基づき管理する。</p> <p><a href="#">(1) 定期事業者検査にあたっては、女川保安規定第108条および第108条の3ならびに東通保安規定第106条および第106条の3の定めるところにより、事業者検査を行う。</a></p> <p><a href="#">(2) 法令に従い、安全管理審査を申請し、所管官庁の審査を受ける。</a></p> <p>3 定期事業者検査において外部発注する際は、第25条による。</p>	<p>(工事に係わる検査, 巡視および点検)</p> <p>第15条 電気工作物の工事中または工事終了時において、「発電用火力設備に関する技術基準」、「原子力発電用工作物に係る電気設備に関する技術基準」、「発電用原子力設備に関する技術基準」および「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」(以下、「技術基準」という)に適合していることならびに保安上支障のないことを確認するために、原子炉等規制法第43条の3の24に定める女川原子力発電所原子炉施設保安規定(以下、「女川保安規定」という。) <a href="#">および東通原子力発電所原子炉施設保安規定(以下、「東通保安規定」という。) に定める『保守管理計画』</a>により、必要に応じて検査, 巡視および点検を行う。</p> <p>なお、保全計画の策定については、第16条による。</p> <p>2 原子炉等規制法に基づく、<a href="#">溶接に係る使用前事業者検査</a>に関しては、適切に当該検査に必要な手順を確立・文書化し、維持し、これに従い実施する。また検査ごとに必要な責任者を定めて、主任技術者の指導・監督のもと、適切に<a href="#">当該検査</a>を行うとともに、法令に従い、当該検査の記録を第26条に基づき管理する。</p> <p>3 発電設備の<a href="#">溶接に係る使用前事業者検査</a>において外部発注する際は、第25条による。</p> <p>(維持に係わる巡視, 点検, 検査および補修等)</p> <p>第16条 電気工作物を維持するにあたって必要な保安を確保するため、女川保安規定および東通保安規定<a href="#">に定める『保守管理計画』</a>により、次の各号に定める巡視, 点検, 検査および補修等を行う。</p> <p>(1) 電気工作物が、常に法令で定める技術基準に適合するよう維持することおよび事故の未然防止をはかることを目的として、それぞれの設備実態等に応じて、別表第3に示す巡視を行うとともに、原子炉毎の保全計画を策定し、これに基づき点検, 検査および補修等を行う。</p> <p>(2) 事故発生のおそれのある場合および事故が発生した場合においては、必要に応じて巡視, 点検, 検査および補修等を行う。</p> <p>2 原子炉等規制法に基づく定期事業者検査に関しては、適切に当該検査に必要な手順を確立・文書化し、維持し、これに従い実施する。また検査ごとに必要な責任者を定めて、主任技術者の指導・監督のもと、適切に<a href="#">当該検査</a>を行うとともに、法令に従い、当該検査の記録を第26条に基づき管理する。</p> <p>3 定期事業者検査において外部発注する際は、第25条による。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>法令改正に伴う変更</p> <p>記載の適正化</p> <p>法令改正に伴う変更</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>

保安規程 電気事業用電気工作物（原子力発電工作物） 改定前後比較表

現 行	改定後	改定理由
<p>(運転, 操作の基本)</p> <p>第18条 電気工作物の運転, 操作を行うにあたっては, 常時および異常時の供給確保に万全を期するとともに, 保安確保上次の各号に定める事項に留意する。</p> <p>(1) 電気工作物の運転, 操作にあたり, 管理職は機器の性能および取扱方法を熟知した者に運転, 操作を実施させるか, もしくは運転, 操作を行う者の監督にあたらせる。</p> <p>(2) 電気工作物の運転, 操作にあたっては, 必要に応じあらかじめ手順を定める他, 安全を確認する等, 適切な方法, 手順により確実に行う。</p> <p>(3) 変電所等と相互に関連する運転, 操作を行う必要がある場合は, 給電指令に基づいてこれを行う。ただし, 緊急やむを得ない場合はこの限りではない。</p> <p>(発電所の運転を相当期間停止する場合の保全)</p> <p>第21条 発電所の運転を相当期間停止する場合などは, 女川保安規定<a href="#">第108条</a>および東通保安規定<a href="#">第106条の定めるところ</a>により, 特別な保全計画を策定し, これに基づき点検, 検査および補修等を行う。</p> <p>2 休止により, 相当期間停止する場合であって, 設備の休止部分と運転部分とが混在する場合, 両者を明確に区分し, 連結部分は分離させる。</p> <p>3 設備の運転を再開するにあたっては, 点検を行うほか, 必要に応じ試験運転を行い, 保安確保に万全を期する。</p> <p style="text-align: center;">第6章 発電用電気工作物の工事, 維持および運用</p> <p>(保安の計画と実施)</p> <p>第22条 発電用電気工作物の工事, 維持および運用に関する保安について, 女川保安規定<a href="#">第3条</a>および東通保安規定<a href="#">第3条</a>に基づき社長が定める品質方針および本規程第4条に示す体制に基づき計画を定め, これに従い実施する。</p> <p>なお, 計画は, 実施にあたって必要となる人的及び物的資源について十分に考慮して策定する。</p> <p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 <a href="#">第4条別表第1の組織への変更を行う日から施行し, それまでの期間は従前の例による。</a></p>	<p>(運転, 操作の基本)</p> <p>第18条 電気工作物の運転, 操作を行うにあたっては, 常時および異常時の供給確保に万全を期するとともに, 保安確保上次の各号に定める事項に留意する。</p> <p>(1) 電気工作物の運転, 操作にあたり, 管理職は機器の性能および取扱方法を熟知した者に運転, 操作を実施させるか, もしくは運転, 操作を行う者の監督にあたらせる。</p> <p>(2) 電気工作物の運転, 操作にあたっては, 必要に応じあらかじめ手順を定める他, 安全を確認する等, 適切な方法, 手順により確実に行う。</p> <p>(3) <a href="#">東北電力ネットワーク株式会社</a>の変電所等と相互に関連する運転, 操作を行う必要がある場合は, 給電指令に基づいてこれを行う。ただし, 緊急やむを得ない場合はこの限りではない。</p> <p>(発電所の運転を相当期間停止する場合の保全)</p> <p>第21条 発電所の運転を相当期間停止する場合などは, 女川保安規定および東通保安規定に定める『<a href="#">保守管理計画</a>』により, 特別な保全計画を策定し, これに基づき点検, 検査および補修等を行う。</p> <p>2 休止により, 相当期間停止する場合であって, 設備の休止部分と運転部分とが混在する場合, 両者を明確に区分し, 連結部分は分離させる。</p> <p>3 設備の運転を再開するにあたっては, 点検を行うほか, 必要に応じ試験運転を行い, 保安確保に万全を期する。</p> <p style="text-align: center;">第6章 発電用電気工作物の工事, 維持および運用</p> <p>(保安の計画と実施)</p> <p>第22条 発電用電気工作物の工事, 維持および運用に関する保安について, 女川保安規定および東通保安規定に定める『<a href="#">品質保証計画</a>』に基づき社長が定める品質方針および本規程第4条に示す体制に基づき計画を定め, これに従い実施する。</p> <p>なお, 計画は, 実施にあたって必要となる人的及び物的資源について十分に考慮して策定する。</p> <p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 <a href="#">本規程は, 令和2年4月1日より施行する。</a> <a href="#">ただし, 女川原子力発電所1号炉の廃止措置に伴う変更については, 第4条別表第1の組織への変更を行う日から施行する。</a></p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>

保安規程 電気事業用電気工作物（原子力発電工作物） 改定前後比較表

現 行	改定後	改定理由
<p>別表第1 保安に関する組織および業務分掌（第4条，第5条関連）</p> <p>その1</p> <p>〔発電用電気工作物に関する保安活動の評価，改善は関係する組織に共通〕</p> <p>社長</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子力本部             <ul style="list-style-type: none"> <li>〔原子力発電設備に係わる計画等の策定・推進。〕</li> </ul> </li> <li>原子力部             <ul style="list-style-type: none"> <li>〔原子力発電設備の運用，保守，保修，建設・改良(土木建築部の分掌事項を除く)の計画，調整，管理の統括。化学，放射性廃棄物の管理。炉心，原子燃料の管理。〕</li> </ul> </li> <li>原子力考査室             <ul style="list-style-type: none"> <li>〔保安活動，法令遵守に関する監査。〕</li> </ul> </li> <li>原子力発電所 その2へ</li> <li>土木建築部             <ul style="list-style-type: none"> <li>〔原子力発電設備の保守，保修，建設・改良の計画，調整，管理の統括。〕</li> </ul> </li> </ul>	<p>別表第1 保安に関する組織および業務分掌（第4条，第5条関連）</p> <p>その1</p> <p>〔発電用電気工作物に関する保安活動の評価，改善は関係する組織に共通〕</p> <p>社長</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子力本部長             <ul style="list-style-type: none"> <li>〔原子力発電設備に係わる計画等の策定・推進。〕</li> </ul> </li> <li>原子力部             <ul style="list-style-type: none"> <li>〔原子力発電設備の運用，保守，保修，建設・改良(土木建築部の分掌事項を除く)の計画，調整，管理の統括。化学，放射性廃棄物の管理。炉心，原子燃料の管理。〕</li> </ul> </li> <li>原子力考査室             <ul style="list-style-type: none"> <li>〔保安活動，法令遵守に関する監査。〕</li> </ul> </li> <li>原子力発電所 その2へ</li> <li>土木建築部             <ul style="list-style-type: none"> <li>〔原子力発電設備の保守，保修，建設・改良の計画，調整，管理の統括。〕</li> </ul> </li> </ul>	<p>記載の適正化</p>

保安規程 電気事業用電気工作物（原子力発電工作物） 改定前後比較表

現 行	改定後	改定理由
<p>別表第1 保安に関する組織および業務分掌（第4条，第5条関連） その2 【女川原子力発電所】 【発電用電気工作物に関する保安活動の評価，改善は関係する組織に共通】</p> <p>(注) 当社の電気工作物を設置する原子力発電所構内において，当社以外のものが別途当社と保安協定を締結して電気工作物を設置した場合，その個所を除く。</p>	<p>別表第1 保安に関する組織および業務分掌（第4条，第5条関連） その2 【女川原子力発電所】 【発電用電気工作物に関する保安活動の評価，改善は関係する組織に共通】</p> <p>(注) 当社の電気工作物を設置する原子力発電所構内において，当社以外のものが別途当社と保安協定を締結して電気工作物を設置した場合，その個所を除く。</p>	<p>女川1号廃止措置に伴う組織整備に伴い「廃止措置管理グループ」を追記</p>

## 添付書類

添付書類 1 : 変更理由

## 変 更 理 由

- (1) 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、記載内容を見直したため。
- (2) 女川原子力発電所 1 号炉廃止措置に伴う組織整備に伴い、女川原子力発電所の保安に関する組織および業務分掌を変更したため。
- (3) 記載の適正化